射水市告示第３２６号

地方税法の規定により送達する書類の公示送達について

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類を財務管理部収納対策課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月９日

射水市長　夏　野　元　志

	送達を受けるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報
1	SAIKH　UKIL	地方税法の規定により送達する書類 第１７３号

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。